

浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則

平成25年2月28日

規則第2号

改正 平成25年10月11日規則第4号 平成30年3月20日規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例（平成23年浜田地区広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（可燃ごみの搬入許可）

第3条 条例第3条第4号の規定により可燃ごみを処理しようとする者は、一般廃棄物（可燃ごみ）搬入許可申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

（処理手数料の一括納付）

第4条 条例第6条第2項ただし書の規定により処理手数料を一括して納付しようとする者は、一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料後納申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、これを許可したときは、当該申請者に一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料後納許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（処理手数料の減免）

第5条 条例第7条の規定により処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料減免申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、減免を認めたときは、当該申請者に一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料減免決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（技術管理者の講習）

第6条 条例第9条第4号の管理者の指定する講習は、一般財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物処理施設技術管理者講習とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 8 編 環境衛生（浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則）

附 則（平成 25 年 10 月 11 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の次に 3 条を加える改正規定（第 3 条に係る部分に限る。）は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日規則第 2 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

浜田地区広域行政組合

管理者 様

浜田市 江津市

申請者 住 所

（所在地）

氏 名

（事業所名）

一般廃棄物（可燃ごみ）搬入許可申請書

一般廃棄物（可燃ごみ）を処理したいので、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 ごみの発生場所

浜田市	浜田	金城	旭	弥栄	三隅
江津市	江津	桜江			
（該当する地区を○で囲ってください。）					

2 ごみの内容

	家庭系ごみ（日常生活ごみ）
	事業系ごみ（事業活動ごみ）
（該当する欄に○をしてください。）	

注意事項

- ・ エコクリーンセンターは一般廃棄物の処理施設です。建築廃材等の産業廃棄物は搬入できません。産業廃棄物として適正に処理してください。
- ・ 搬入された廃棄物の積み下ろしは、搬入者により行っていただきます。
- ・ ライター等の危険物を混入しての搬入はお断りします。
- ・ 虚偽の申請等により搬入しようとした場合は、搬入を許可しません。
- ・ ご記入いただいた個人情報、浜田地区広域行政組合が適正に管理します。

（用紙は A5 を用いる。）

様式第2号（第4条関係）

※ 受付番号 第 号

※受付番号は記入しないでください。

年 月 日

浜田地区広域行政組合
管理者

様

申請者 住所又は所在地

氏 名 ㊟
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料後納申請書

一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料を一括して納付したいので、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物の排出場所	住所	市 町 番地
	名称	
一般廃棄物の種類及び内容	可燃ごみ (具体的に)	
後納を必要とする理由		
搬入期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
搬入予定量	搬入台数 搬入重量 1か月平均 [約 台]・[約 トン]	
処理手数料の納付方法	月の初日から末日までの処理手数料を翌月の末日までに一括して浜田地区広域行政組合指定金融機関等へ納付します。	

様式第3号（第4条関係）

許可番号第 号
年 月 日

様

浜田地区広域行政組合
管理者

一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料後納許可書

年 月 日付けで申請のありました一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料後納申請については、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり処理手数料を一括して納付することを許可します。

一般廃棄物の排出場所	住 所	
	名 称	
一般廃棄物の種類及び内容	可燃ごみ	
搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
搬入場所	エコクリーンセンター（江津市波子町口 321 番 1）	
搬入予定量	一か月平均 搬入約 台 約 ト	
注 意 事 項	1 運搬のときは、ごみの飛散防止のためおおい等をする事。 2 場内では、係員の指示に従う事。 3 搬入時間 月曜日から金曜日までの 9時から16時30分 まで（※ただし、休日及び年末年始を除く。）	
処 理 手 数 料 の 納 付	月の初日から末日までの処理手数料を翌月の末日までに一括して浜田地区広域行政組合指定金融機関等へ納付すること。	

※ 日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日は搬入できません（ただし、特別に開場する場合があります。詳しくは広報等でお知らせします。）。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

浜田地区広域行政組合

管理者 様

申請者 住所又は所在地

氏 名 ⑩

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料減免申請書

一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料の減額（免除）を受けたいので、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物の内容		一般廃棄物の容量	
搬入期間	年 月 日から		年 月 日まで
減免を受けようとする理由			

※ 以下は記入しないでください。

減免してよろしいか					起案	年 月 日
					決裁	年 月 日
事務局長	課長	係長	係	合議	1 減額	
					手数料額	円
					減額	円
					差引徴収額	円
条件又は指示事項					2 免除	
					理由（減額、免除）	

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

様

浜田地区広域行政組合
管理者

一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました一般廃棄物（可燃ごみ）処理手数料の減免については、次のとおり決定したので浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

住 所			
氏 名			
一般廃棄物の内容	可燃ごみ	一般廃棄物の容量	
区 分	減額	円	免除
有効期間	年 月 日から		年 月 日まで
条件又は指示事項			